政令第七十七号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官並びに審査管理官）」に改め、同条第一項中「官房に」の下に「公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、「二人を、」を「三人を、」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　公文書監理官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附則第二条中「次に掲げる」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号。附則第七条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（これらの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）に関する事務及び審決に関する事務並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関する」に改め、同条各号を削る。

附則第五条中「附則第二条各号に掲げる」を「附則第二条に規定する」に改める。

附則第七条を次のように改める。

（平成二十五年改正法による改正前の独占禁止法により置かれる審判官の定数）

第七条　平成二十五年改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法による改正前の独占禁止法第三十五条第八項の政令で定める審判官の定数は、三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）とする。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（政策立案参事官及び公文書監理官）」に改め、同条第一項中「一人」の下に「及び公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　公文書監理官は、命を受けて、個人情報保護委員会の事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第三条中「三人」を「四人」に改める。

第四条第十三号中「所属の」の下に「国有財産の管理及び処分並びに」を加え、同条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とする。

第五条第二号中「前条第十八号に掲げるもの及び」を削り、同条第四号中「（情報システムを使用するものに限る。）」を削り、「監督」の下に「並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第三条の見出しを「（公文書監理官及び参事官）」に改め、同条第一項中「に、」の下に「公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　公文書監理官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第四条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「九課」を「九課及び参事官一人」に、「消費者教育・地方協力課」を「消費者教育推進課」に、「消費者調査課」を「地方協力課」に改める。

第六条第五号中「他課」の下に「及び参事官」を加える。

第七条第一号及び第二号中「消費者教育・地方協力課」を「消費者教育推進課」に改め、同条第三号中「他課」を「消費者教育推進課、消費者安全課及び参事官」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「消費者教育・地方協力課」を「消費者教育推進課」に改め、同条第五号から第七号までを削る。